

事 務 連 絡

令和5年1月30日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

安定した輸送力確保に向けた取り組みについて（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業は経済活動、国民の生活を支える重要なインフラの一部を担っているところ、運転手の長時間労働、低賃金化、高齢化の進行など、貨物自動車運送事業の事業継続に必要な運転手の確保が困難な状況が生じております。

また、日ごろ工事現場にて従事する大型ダンプ車両等については、災害発生時には土砂、廃棄物等の排除等を担っているところ、地域によっては大型ダンプ車両等の確保が困難な状況が危惧されております。

このため、一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標として、平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援することを目的に、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示したところです。

国土交通省より別紙1の通り、「標準的な賃金」についての周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省依頼文
- ・別紙2 トラック輸送における「標準的な賃金」周知リーフレット

※（参考）国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html

以 上

（事業部：山中）

令和5年1月

トラック輸送を利用される
建設関係事業者の皆様へ

国土交通省
自動車局貨物課長

安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業は経済活動、国民の生活を支える重要なインフラの一部を担っているところ、運転手の長時間労働、低賃金化、高齢化の進行など、貨物自動車運送事業の事業継続に必要な運転手の確保が困難な状況が生じております。

また、日ごろ工事現場にて従事する大型ダンプ車両等については、災害発生時には土砂、廃棄物等の排除等を担っているところ、地域によっては大型ダンプ車両等の確保が困難な状況が危惧されております。

このため、一般貨物自動車運送事業に従事する運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標として、平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援することを目的に、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示したところで。

各トラック事業者は、「標準的な運賃」を参考に、自社の経営状況の分析を行い、適正な運賃を算出した上で荷主との運賃交渉に臨んでいただくことを想定しております。また、「標準的な運賃」の普及・浸透には、荷主や一般消費者の理解も重要なものとなります。

建設・土木工事においても、貨物自動車運送事業者は資材の搬出入等、建設関係事業者の皆様を荷主とした運送を担っております。そのため、建設関係事業者の皆様におかれまして、持続可能な物流の実現に向け、別添リーフレットをご参照頂き、「標準的な運賃」につきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

(参考) 国交省 HP : https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html

<本件に関するお問い合わせ先>

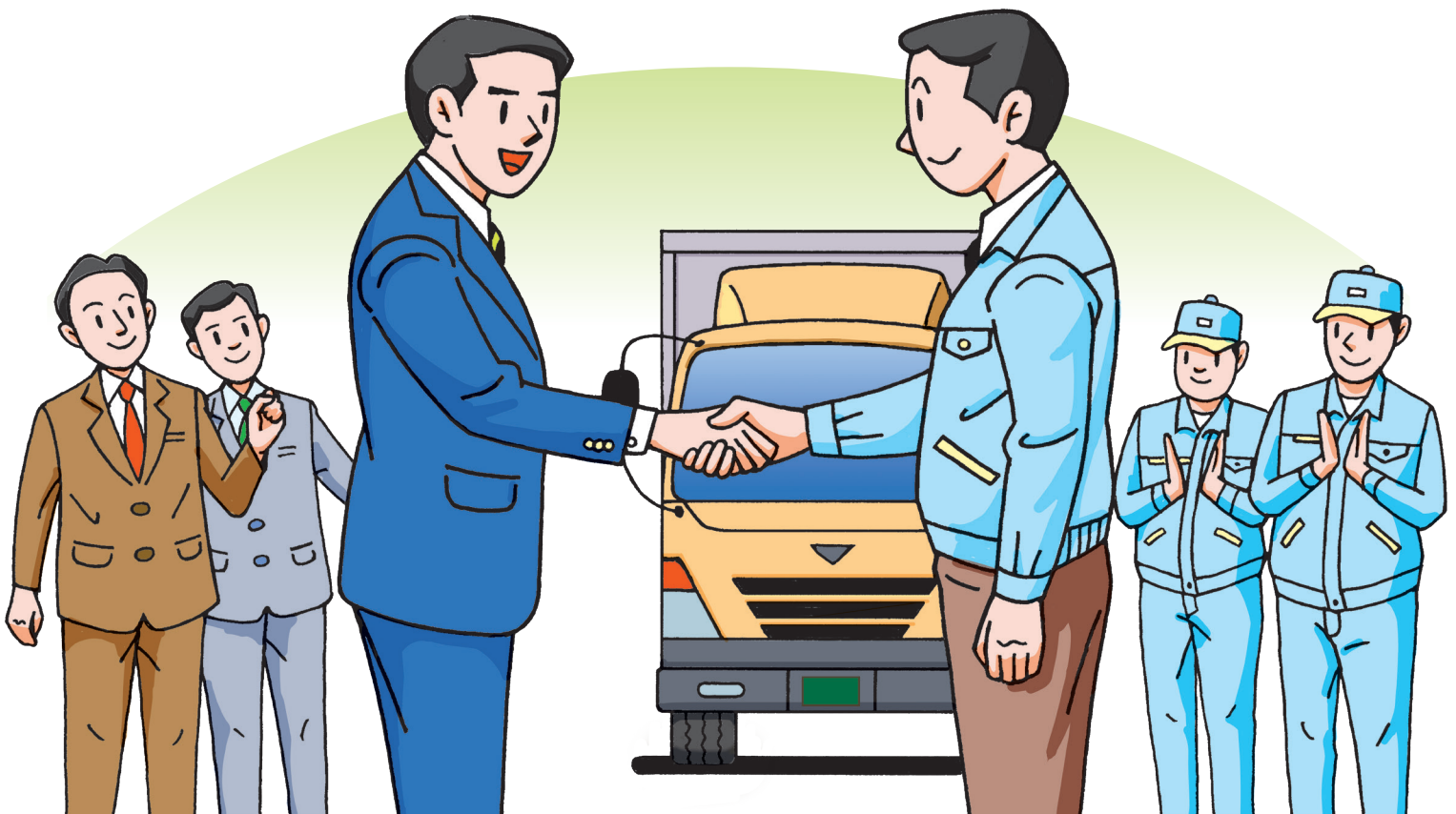
○国土交通省 自動車局 貨物課

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 41333)

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省

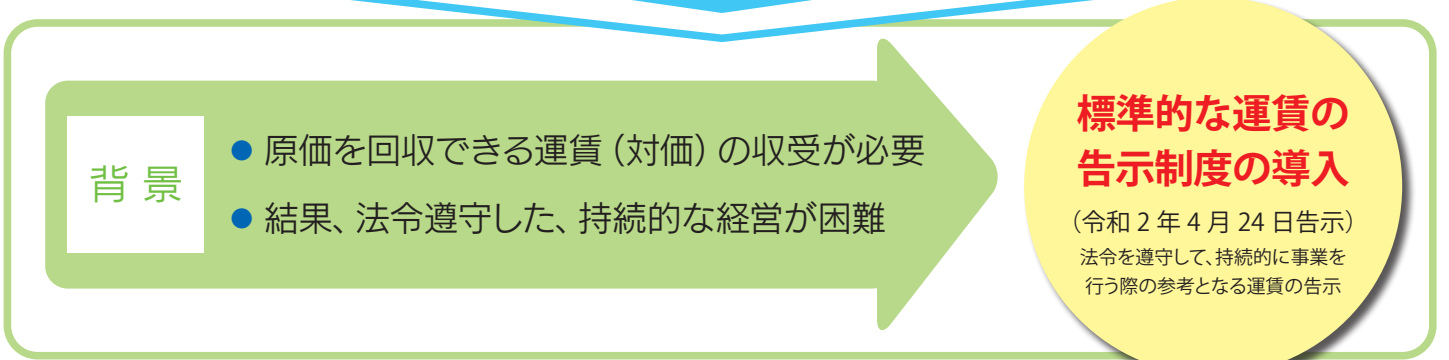
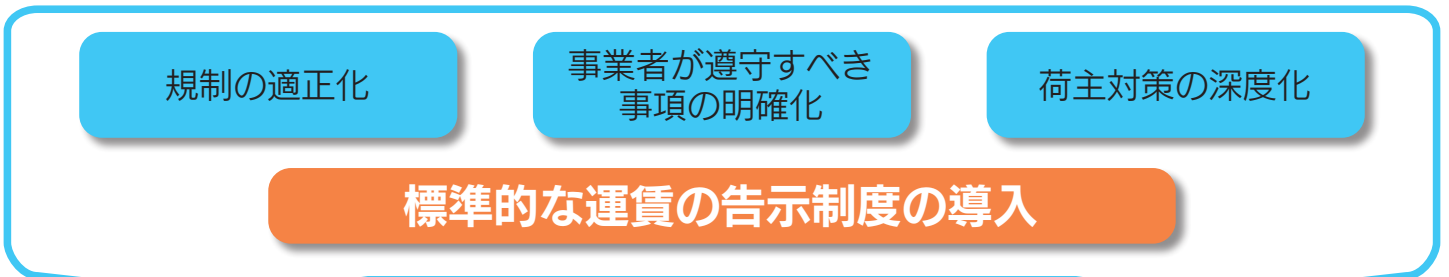


公益社団法人
全日本トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。



国土交通省が告示した

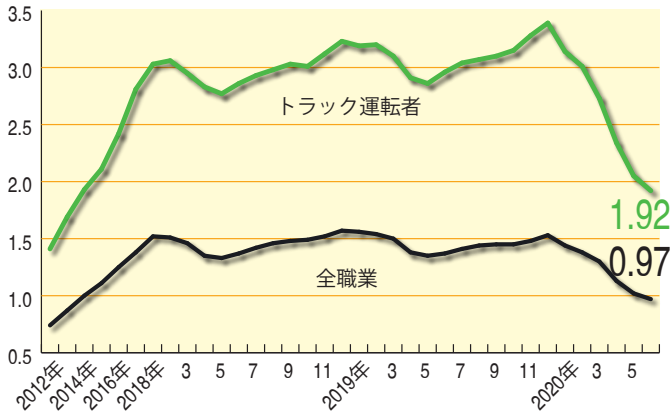
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃	
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位		
車型	バン型の車両で設定		
車種			
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定		
元請・下請の係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算		

データで見るトラック運転者

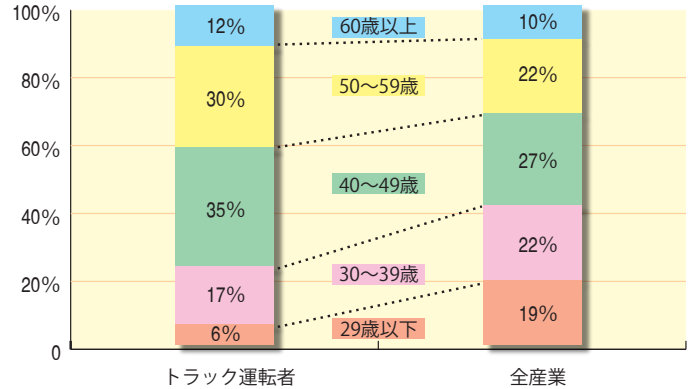
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約2.0倍高い



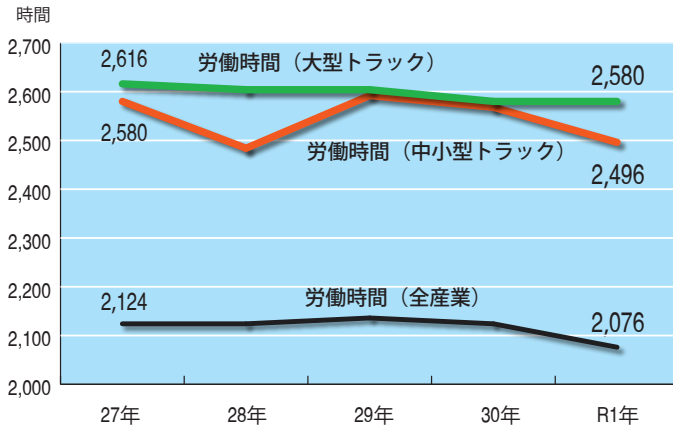
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



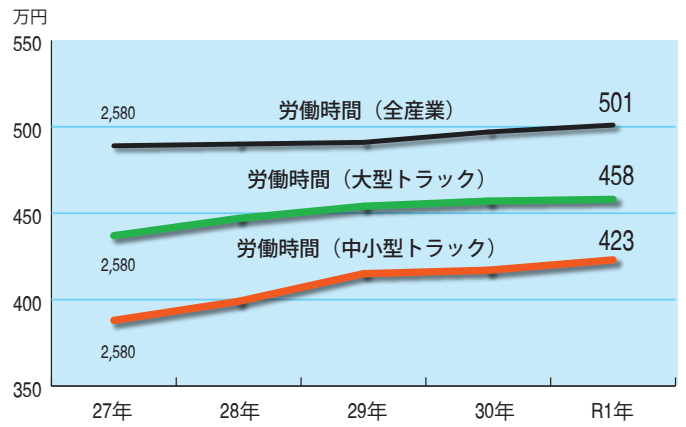
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い



他産業と比べ低い賃金

年間賃金 全産業平均より約1割～2割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省) 「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃 (運送の役務の対価)

+

料金 (積込・取卸料、附帯業務料)
実費 (高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和2年国土交通省告示第575号（令和2年4月24日）〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,370	14,370	18,430	23,040
20km		13,890	16,160	20,870	26,230
30km		15,410	17,960	23,320	29,410
40km		16,930	19,750	25,760	32,600
50km		18,460	21,550	28,210	35,790
60km		19,980	23,340	30,650	38,980
70km		21,500	25,130	33,090	42,160
80km		23,020	26,930	35,540	45,350
90km		24,540	28,720	37,980	48,540
100km		26,070	30,520	40,430	51,720
110km		27,580	32,280	42,790	54,800
120km		29,100	34,050	45,160	57,880
130km		30,620	35,820	47,520	60,960
140km		32,140	37,580	49,890	64,030
150km		33,660	39,350	52,260	67,110
160km		35,180	41,120	54,620	70,190
170km		36,700	42,880	56,990	73,260
180km		38,210	44,650	59,360	76,340
190km		39,730	46,410	61,720	79,420
200km		41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額		3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km		10,440	12,220	15,890	19,900
10km		11,150	13,070	17,060	21,430
20km		12,580	14,760	19,390	24,500
30km		14,000	16,450	21,730	27,560
40km		15,430	18,140	24,060	30,620
50km		16,850	19,830	26,400	33,680
60km		18,280	21,520	28,730	36,740
70km		19,700	23,210	31,060	39,800
80km		21,130	24,900	33,400	42,860
90km		22,550	26,590	35,730	45,920
100km		23,980	28,270	38,070	48,980
110km		25,400	29,930	40,320	51,930
120km		26,810	31,590	42,570	54,870
130km		28,230	33,250	44,830	57,820
140km		29,650	34,910	47,080	60,770
150km		31,070	36,570	49,330	63,710
160km		32,490	38,230	51,590	66,660
170km		33,900	39,890	53,840	69,600
180km		35,320	41,540	56,090	72,550
190km		36,740	43,200	58,340	75,490
200km		38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額		1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

(単位:円)

種別	局別	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
基礎額	8時間制	基礎走行キロ小型車は100km小型車以外のもの130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
	4時間制	基礎走行キロ小型車は50km小型車以外のもの60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
九州	18,530	22,190	28,840	36,410			
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			

種 別	局 別	車種別				
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710
		東北	280	340	510	710
		関東	280	340	510	720
		北陸信越	280	340	510	710
		中部	280	340	510	710
		近畿	280	340	510	710
		中国	280	340	510	710
		四国	280	340	510	710
		九州	280	340	510	710
		沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
沖縄		2,490	2,610	2,790	3,300	

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

Ⅳ 待機時間料

時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附带業務料

積込み、取卸しその他附带業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口一覽

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575	自動車交通部	貨物課		06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	大阪運輸支局	輸送部門		072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167	京都運輸支局	輸送・監査部門		075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863	近畿運輸局	奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号:4)
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631	自動車交通部	貨物課		082-228-3438
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	広島運輸支局	輸送・監査担当		082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	鳥取運輸支局	輸送・監査担当		0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)	中国運輸局	島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502		自動車交通部	貨物課	
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)	四国運輸局	香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5813		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)	高知運輸支局		輸送・監査部門	088-866-7311	
神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	自動車交通部	貨物課		092-472-2528	
関東運輸局	埼玉運輸支局	輸送担当	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)	福岡運輸支局	輸送部門		092-673-1191 (ガイダンス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)	
	千葉運輸支局	輸送担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)	長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)	
	茨城運輸支局	輸送担当	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
	北陸信越運輸局	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課
長野運輸支局		輸送・監査部門	026-243-4642	陸運事務所		輸送部門	098-877-5140
石川運輸支局		輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)				
富山運輸支局		輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602				

事務連絡
令和5年1月23日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査」
の協力依頼について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課より標記調査の依頼がありました。この調査は、社会保険加入対策に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる社会保険への加入徹底方策を検討していくため、昨年度に引き続き実施するものです。

つきましては、添付の調査依頼等をご一読の上、貴協会会員企業の皆様にご協力を賜りたくお願いいたします。

以上
(担当：労働部 吉田)

事務連絡
令和5年1月20日

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 参加団体 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

アンケート調査へのご協力をお願い

各建設業者団体の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび国土交通省では、社会保険加入対策等に関連したこれまでの施策の浸透状況や各建設業者団体に所属する会員企業等の取組状況を把握し、更なる処遇改善策を検討していくため、業務委託先である株式会社日本アプライドリサーチ研究所を調査実施主体といたしまして、昨年度に引き続き、下記のとおり建設企業の皆様を対象としたアンケート調査を実施いたします。

御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、アンケート調査の実施・回答につきまして、会員企業へご周知くださいますよう、何卒、ご協力の程、お願いいたします。

なお、本調査は、建設業における処遇改善策に関連する取組の進捗状況の把握を目的としたものです。調査結果は目的以外に使用することはありません。建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。また、調査の回答は統計的に処理したうえで活用するため、回答企業が特定されるようなこともありませんので、ありのままをご回答いただきますよう、ご周知いただければ幸いです。

記

1. 調査の目的

各建設企業における現状を把握することを目的に、建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に参加する建設業者団体に所属する会員企業に対してアンケート調査を行う。

2. 調査対象

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会参加団体に所属する建設企業 など

3. 調査の流れ

- ①国土交通省から会員企業等へアンケートにご協力いただくよう各建設業者団体に依頼。
- ②各建設業者団体から会員企業に対してアンケートの実施を周知。
- ③WEBアンケートにより、各会員企業から直接回答（回答手順等は別添を参照）。
- ④調査実施主体（株式会社日本アプライドリサーチ研究所）にて集計。

4. アンケートページ

<https://www.ari.co.jp/fukuri/>

5. 回答期限

令和5年2月17日（火） 17時

6. 問い合わせ先

アンケート事務局 TEL:0120-202-504（平日 10:00-17:00）

7. その他

- ・アンケート調査の回答方法は、集計作業の関係等により、原則インターネットにより提出してください。何卒、ご協力お願いします。
- ・本調査は、各建設企業の取組方針・取組状況を把握することを目的としておりますので、各建設企業の取組等を統括されている部署のご担当者等においてご回答ください。
- ・調査内容は主に「法定福利費を内訳明示した見積書」等に関する設問となります。本見積書の活用については、標準見積書を作成・活用いただいている建設業者団体はもとより、同見積書を作成していない建設業者団体に所属する会員企業におかれても、活用されていることが想定されます。つきましては、標準見積書を作成していない団体におかれましてもできる限りアンケートに回答頂くよう、会員企業にご周知ください。

<担当>

国土交通省不動産・建設経済局

建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

普及推進係 松本

Tel 03-5253-8111（内線：24828）

03-5253-8283（直通）

各建設事業者の皆様

令和 5 年 1 月 20 日

国土交通省不動産・建設経済局
建設市場整備課

ウェブアンケート調査ご協力のお願い

国土交通省では、建設産業の健全な発展と建設技能者の処遇向上を目指し、平成 26 年度より「法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査」を実施しております。このたび令和 4 年度の調査を実施するにあたり、御社にもご回答をお願いすることとなりました。
趣旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。

なお、本調査は任意でご協力をお願いするものですが、施策に反映する大切な基礎資料となるものですので、ぜひご協力頂きますようお願い致します。



回答サイト

本調査は、原則インターネットでの回答をお願いしております。下記 URL へアクセスし、ご回答頂きますようお願いいたします。

URL <https://www.ari.co.jp/fukuri/>



- ・調査結果は当該目的のみに使用いたします。回答内容により、建設業法等の関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることはございません。
- ・設問の大半は選択肢形式で、回答時間は 10 分程です。
- ・委託先である「日本アプライドリサーチ研究所」サイトのトップページにも回答サイトへの入場バナーがあります。

回答方法

同封の別紙をご覧ください

回答期限

令和 5 年 2 月 17 日(金) 17:00

<回答方法・内容に関するお問い合わせ>

(株)日本アプライドリサーチ研究所
社会保険調査担当
Tel 0120-202-504 (平日 10:00-17:00)
Fax 03-5259-6381
E-mail: kensetsu@yama-21.com

<国土交通省担当部局>

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
建設キャリアアップシステム推進室
普及推進係 松本
Tel 03-5253-8111 (内線: 24828)
Fax 03-5253-1555

ウェブアンケートの回答方法

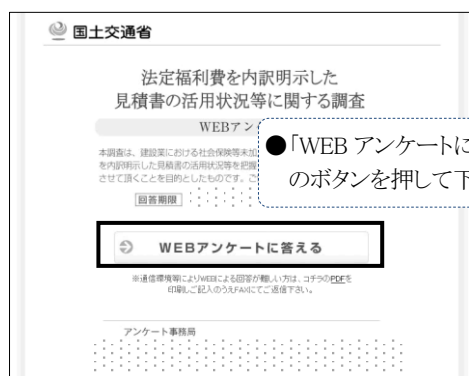
ウェブアンケートには、次のような手順でアクセスし、回答して下さい。

1 本調査トップページへのアクセスをお願いします。

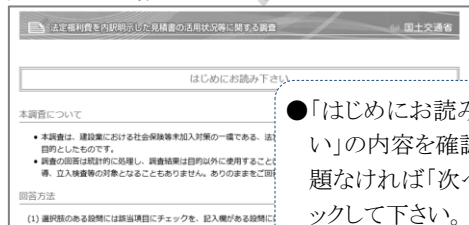
<https://www.ari.co.jp/fukuri/>

※ブラウザのアドレスバーに上記URLを入力しページを表示させて下さい

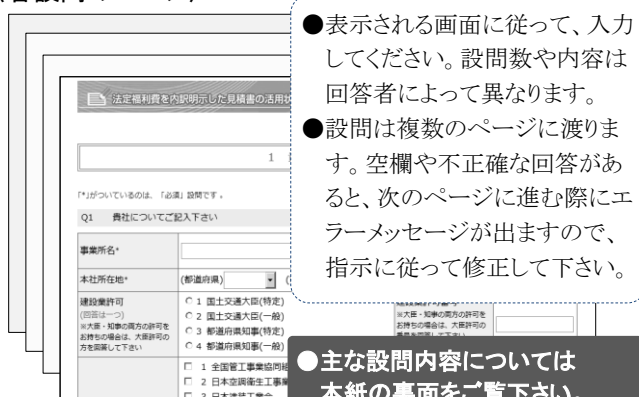
2 表示される画面の手順に従って、入力して下さい。※画面はイメージです。実際とは細部が異なる場合があります。



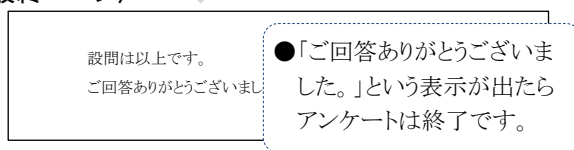
〈はじめにお読み下さい〉



〈各設問のページ〉



〈最終ページ〉



※回答にあたっては画面上の指示に従い、必ず最後の「設問は以上です。ご回答ありがとうございました。」画面までお進み下さい。入力画面の途中で画面を閉じるなどしますと回答は送信されません。

お問い合わせ

アンケート事務局

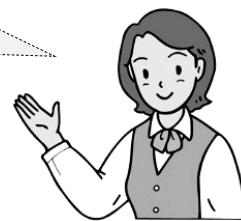
TEL:0120-202-504 (平日 10:00-17:00 受付期間 ~2月17日(金))

※お電話が集中した場合はつながり難いことがあります。その際は恐れ入りますが、時間を空けてからお掛け直してください

FAX:03-5259-6381

本調査でお尋ねする主な内容

本調査の設問は、回答内容により異なってきますが、概ね次のような事項をお尋ねします。設問の大半は選択肢形式で、回答に必要な時間の目安は10分程です。※ご回答者様により設問内容に変動があります。



1. 貴社の概要について

- ・ 基本情報
(事業所名、企業形態、本社所在地、建設業許可、建設業許可番号、所属団体、主な許可業種、資本金、従業員数)
- ・ 請負工事の概要
(元請／下請、公共／民間工事の割合、工事の発注者の属性、最も多い請負階層、請負った工事の元請企業)

2. 下請企業等に対する社会保険加入の確認について

- ・ 下請企業・協力会社の有無
- ・ 下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認・指導について（企業、従業員・作業員）

3. 法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

- ・ 下請企業等からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの法定福利費の算出根拠となる労務費総額を明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの労務費総額の算出根拠となる想定人工の積上げを明示した見積書の提出の有無
- ・ 下請企業等からの建設技能者の地位や技能を踏まえた見積書の提出の有無
- ・ 発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っているかの有無
- ・ 法定福利費を見積もっていない理由

4. 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

- ・ 日本建設業連合会「労務費見積り尊重宣言」全国建設業協会「単価引上げ分アップ宣言」の認知の有無
- ・ 注文者からの法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 注文者からの労務費総額を内訳明示した見積書の提出指導の有無
- ・ 注文者に対する法定福利費を内訳明示した見積書の提出の有無
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書を提出した際の注文者の反応
- ・ 注文者からの法定福利費の支払い状況
- ・ 注文者に法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった、減額された理由
- ・ 注文者に対して提出する見積書の様式について
- ・ 見積書に内訳明示した法定福利費額の算出方法について
- ・ 想定人工の積上げにより算出した労務費について

5. 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

- ・ 請負代金内訳書等における法定福利費の明示の有無
- ・ 請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由
- ・ 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由

6. 民間発注工事における誓約書の提出について

- ・ 民間発注工事の発注者に対して、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」の提出の有無
- ・ 誓約書を提出していない理由

7. 建設キャリアアップシステムについて

- ・ 建設キャリアアップシステムの事業者登録の有無
- ・ 建設キャリアアップシステムの技能者登録の有無

8. 一人親方について

- ・ 下請や協力会社に、貴社の業務に常時もしくは継続的に従事している一人親方の有無
- ・ 直接雇用している建設技能者の社員と常時もしくは継続的に従事している一人親方について
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの内容について
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの報酬について
- ・ 一人親方が実際に現場作業を行うときの仕事量や配分について
- ・ 一人親方が実際に現場で作業をする際の機械・器具について
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの見積書の作成について
- ・ 一人親方に仕事を依頼するとき、見積書の作成を求めない理由について
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの契約書の作成について
- ・ 一人親方に仕事を依頼するとき契約書の作成を求めない理由について
- ・ 施工体制台帳の作成を要する工事において、一人親方に再下請負をする場合の書類の提出状況について
- ・ 貴社が一人親方に工事を発注する理由について
- ・ 一人親方に仕事を依頼するときの「働き方自己診断チェックリスト」の活用状況について
- ・ 「働き方自己診断チェックリスト」を活用しない理由について

以上

本調査は、基本的にホームページでのご回答をお願いしております。本紙は、事前に設問を把握して頂くための参考資料となりますが、インターネット環境のない方は直接記入して FAX して頂くこともできます。

令和4年度 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査 ウェブアンケート(FAX版)

はじめに

本調査について

- 本調査は、建設業における社会保険加入対策の一環である、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等を把握することを目的としたものです。
- 調査の回答は統計的に処理し、調査結果は目的以外に使用することはありません。関係法令に基づく監督処分や行政指導、立入検査等の対象となることもありません。
ありのままをご回答下さいますようお願い致します。
- 本調査は、国土交通省から委託を受けて、株式会社日本アプライドリサーチ研究所が実施するものです。

回答方法

- (1) 下記サイトにアクセスしてお答え下さい
URL <https://www.ari.co.jp/fukuri/>
- (2) 選択肢のある設問には○印を、記入欄がある設問には具体的な数値や記述を記入して下さい。
- (3) 各設問は、原則として令和4年12月31日現在の状態を記入して下さい。
- (4) 令和5年2月17日までにご回答下さいますように、お願い申し上げます。

お問い合わせ

アンケート事務局 FAX 03-5259-6381
TEL 0120-202-504(平日 10:00-17:00)

1 貴社の概要について

Q1.貴社についてご記入下さい

事業所名		企業形態 (○は一つ)	1 法人 2 個人
本社所在地	[]都道府県 []市区町村		
建設業許可 (○は一つ) <small>※複数の許可をお持ちの場合、年間完成工事高が一番多いものを一つ回答してください</small>	1 国土交通大臣(特定) 2 国土交通大臣(一般) 3 都道府県知事(特定) 4 都道府県知事(一般)	建設業許可番号	
所属団体 (○はいくつでも)	※1 下記の選択肢より選択して下さい		主な許可業種 (○はいくつでも)
資本金 (○は一つ) <small>※会社形態が個人の場合は記入不要</small>	1 200万円未満 2 200万円以上300万円未満 3 300万円以上500万円未満 4 500万円以上1,000万円未満 5 1,000万円以上2,000万円未満	6 2,000万円以上5,000万円未満 7 5,000万円以上1億円未満 8 1億円以上3億円未満 9 3億円以上10億円未満 10 10億円以上100億円未満	11 100億円以上
従業者数 (○は一つ) <small>※期間の定めのある従業員、及び直接的な雇用関係がない従業員を除く全従業者の数</small>	1 1人 2 2~4人 3 5~9人	4 10~29人 5 30~99人 6 100~299人	7 300~499人 8 500~999人 9 1,000人以上
総工事高に占める元請・下請工事の割合 (○は一つ) <small>※今年度、貴社が請け負った工事について</small>	1 8割以上が元請工事である 2 8割以上が下請工事である 3 元請・下請が混在している		
総工事高に占める公共・民間工事の割合 (○は一つ) <small>※今年度、貴社が請け負った工事について</small>	1 公共工事が主である 2 民間工事が主である 3 公共工事と民間工事はほぼ同程度である	主な公共工事の発注者 (○は一つ) <small>※総工事高に占める公共・民間工事の割合が、「1」「3」の方のみ回答</small>	1 国 2 都道府県 3 市区町村

総工事高に占める元請・下請工事の割合が「2」「3」の方のみ回答

最も多い請負階層 (○は一つ)	1 1次下請(元請から工事を請け負う者) 2 2次下請以下(1次下請から工事を請け負う2次下請及びさらに高次の下請)	貴社が請け負った工事の元請企業 (○は一つ) <small>※今年度、請け負った工事の元請として、最も多い企業を選択して下さい</small>	1 スーパーゼネコン 2 総合工事業(全国展開) 3 ハウスメーカー 4 職別工事業・設備工事業(全国展開) 5 地場の建設企業 6 その他
--------------------	---	---	---

※1 「所属団体」選択肢一覧

- | | | |
|------------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 1 全国管工事業協同組合連合会 | 29 日本ウエルポイント協会 | 57 日本配管工事業団体連合会 |
| 2 日本空調衛生工事業協会 | 30 日本グラウト協会 | 58 ビルディング・オートメーション協会 |
| 3 日本塗装工業会 | 31 日本建設躯体工事業団体連合会 | 59 日本トンネル専門工事業協会 |
| 4 全国建設業協会(各建設業協会) | 32 日本造園組合連合会 | 60 日本アンカー協会 |
| 5 日本左官業組合連合会 | 33 全国防水工事業協会 | 61 日本潜水協会 |
| 6 日本サッシ協会 | 34 日本基礎建設協会 | 62 全国特定法面保護協会 |
| 7 日本電設工業協会 | 35 全日本瓦工事業連盟 | 63 日本在来工法住宅協会 |
| 8 全国クレーン建設業協会 | 36 日本型枠工事業協会 | 64 ダイヤモンド工事業協同組合 |
| 9 日本道路建設業協会 | 37 全国ダクト工業団体連合会 | 65 日本建設業連合会 |
| 10 鉄骨建設業協会 | 38 全国コンクリート圧送事業団体連合会 | 66 フローリング協会 |
| 11 日本建設組合連合 | 39 全国タイル業協会 | 67 プレハブ建築協会(住宅生産団体連合会) |
| 12 全国中小建設業協会 | 40 日本計装工業会 | 68 日本ツーバイフォー建築協会(住宅生産団体連合会) |
| 13 情報通信エンジニアリング協会 | 41 日本エクステリア建設業協会 | 69 日本木造住宅産業協会(住宅生産団体連合会) |
| 14 日本橋梁建設協会 | 42 全国道路標識・標示業協会 | 70 日本建設業経営協会 |
| 15 全国鉄筋工事業協会 | 43 日本金属屋根協会 | 71 プレストレスト・コンクリート工事業協会 |
| 16 日本葺工業連合会 | 44 日本内燃力発電設備協会 | 72 全国鐵構工業協会 |
| 17 日本室内装飾事業協同組合連合会 | 45 日本建築板金協会 | 73 マンション計画修繕施工協会 |
| 18 日本タイル煉瓦工事工業会 | 46 消防施設工事協会 | 74 全国建具組合連合会 |
| 19 全日本板金工業組合連合会 | 47 日本運動施設建設業協会 | 75 全国建行協 |
| 20 日本造園建設業協会 | 48 全国圧接業協同組合連合会 | 76 日本海上起重技術協会 |
| 21 日本冷凍空調設備工業連合会 | 49 中小建設業住宅センター | 77 建設業適正取引推進機構 |
| 22 日本機械土工協会 | 50 全国マスタック事業協同組合連合会 | 78 日本外壁仕上業協同組合連合会 |
| 23 日本シャッター・ドア協会 | 51 全国ポンプ・圧送船協会 | 79 全国中小建設工事業団体連合会 |
| 24 全国建設室内工事業協会 | 52 全国板硝子工事協同組合連合会 | 80 東京建設業協会 |
| 25 建築開口部協会 | 53 日本屋外広告業団体連合会 | 81 その他の団体 |
| 26 プレストレスト・コンクリート建設業協会 | 54 全国解体工事業団体連合会 | 82 所属団体なし |
| 27 日本保温保冷工業協会 | 55 日本建設インテリア事業協同組合連合会 | |
| 28 全国基礎工事業団体連合会 | 56 日本ウレタン断熱協会 | |



※2 主な許可業種 選択肢一覧

1 土木工事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工工事業	13 ほ装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

2 下請企業等に対する社会保険加入の確認について

●下請企業等に対する社会保険の加入状況の確認についてご回答下さい。

※「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、社会保険加入状況の確認を行う際、登録時に加入証明書等の確認を行うなど情報の真正性が担保されている建設キャリアアップシステムの活用を原則としています。なお、建設キャリアアップシステムを活用せず、下請の選定時・作業員の現場入場時に社会保険の加入確認を行う場合は保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど真正性の確保に向けた措置を講ずるよう求めています。

Q2-1 下請企業・協力会社の有無について、お尋ねします。貴社には下請企業・協力会社がありますか（〇はひとつ）。

1. 下請企業・協力会社がいる [〈→Q2-2〉へ](#)
2. 下請企業・協力会社はいない [〈→総工事高の「8割以上が下請工事」の方 Q4-1〉へ](#)
[〈→総工事高の「8割以上が元請工事」の方 Q5-1〉へ](#)

Q2-2 下請企業・協力会社の社会保険の加入確認は実施していますか。企業の加入状況、従業員・作業員の加入状況それぞれについてご回答下さい。

a. 企業の加入状況の確認について（〇はひとつ）。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認している
2. 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」に加えて社会保険料の領収済通知書等関係資料で確認している
3. 主に「施工体制台帳（再下請負通知書）」で確認している
4. 特に確認していない
5. その他（具体的に： _____）

b. 従業員・作業員の加入状況の確認について（〇はひとつ）。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認している
2. 主に「作業員名簿」に加えて標準報酬月額決定通知書等関係資料で確認している
3. 主に「作業員名簿」で確認している
4. 特に確認していない
5. その他（具体的に： _____）

●以降は、元請・下請契約における法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況についての質問です。貴社の状況に応じて、所定の設問にお進み下さい。

[総工事高の「8割以上が下請工事」の方](#) → [Q4-1](#)へ
[総工事高の「8割以上が元請工事」の方](#) → [Q3-1](#)へ
[「元請・下請工事が混在している」方](#) → _____



3 法定福利費を内訳明示した見積書について(元請企業として)

- Q3-1 法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう、下請企業に対して指導していますか (○はひとつ)。
1. 全ての下請契約で、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
 2. 全ての下請契約で、内訳明示はしないが、法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
 3. 一部の下請契約で、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指導している
 4. 一部の下請契約で、内訳明示はしないが、法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指導している
 5. 特に指導していない
- Q3-2 実際に法定福利費を内訳明示した見積書の提出を受けたことはありますか (○はひとつ)。
1. かなりある (8割以上)
 2. おおむねある (5～8割程度)
 3. あまりない (3～5割程度)
 4. ほとんどない (1～3割程度)
 5. まったくない (1割未満)
- Q3-3 法定福利費の内訳明示に加え、法定福利費の算出根拠となる労務費総額を明示した見積書の提出を受けたことはありますか (○はひとつ)。
1. かなりある (8割以上)
 2. おおむねある (5～8割程度)
 3. あまりない (3～5割程度)
 4. ほとんどない (1～3割程度)
 5. まったくない (1割未満)
- Q3-4 法定福利費と労務費総額の内訳明示に加え、労務費総額の算出根拠となる想定人工の積上げを明示した見積書の提出を受けたことはありますか (○はひとつ)。
1. かなりある (8割以上)
 2. おおむねある (5～8割程度)
 3. あまりない (3～5割程度)
 4. ほとんどない (1～3割程度)
 5. まったくない (1割未満)
- Q3-5 法定福利費と労務費総額の内訳明示に加え、労務費総額の算出根拠となる想定人工の積上げを明示し、かつ建設技能者の地位や技能を踏まえた見積書の提出を受けたことはありますか (○はひとつ)。
1. かなりある (8割以上)
 2. おおむねある (5～8割程度)
 3. あまりない (3～5割程度)
 4. ほとんどない (1～3割程度)
 5. まったくない (1割未満)
- Q3-6 発注者との請負契約締結に際し、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っていますか(○はひとつ)。
1. ほとんど行っている (8割以上)
 2. おおむね行っている (5～8割程度)
 3. あまり行っていない (3～5割程度) → <Q3-7> へ
 4. ほとんど行っていない (1～3割程度) → <Q3-7> へ
 5. まったく行っていない (1割未満) → <Q3-7> へ



《次のQ3-7は、法定福利費を見積もった上で契約締結を行っている割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q3-7 法定福利費を見積もっていない理由は何ですか（〇はいくつでも）。

1. 受注競争上不利になるため
2. 発注者から見積もるよう指示がなかったため
3. 発注者が総価しか見ないなど、見積もっても意味がないと考えたため
4. 下請企業において必要となる法定福利費の額を把握していないため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で見積もることが困難であるため
6. 見積書等が指定された様式であったため
7. 同業他社が見積もっていないため
8. 以前に法定福利費を記載した見積書を提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 発注者から見積もらないように指示されたため
10. 公共工事ではないため
11. その他（具体的に： _____)



総工事高の「8割以上が元請工事」の方は、Q5-1に進んで下さい。

「元請・下請工事が混在している」方は、Q4-1に進んで下さい。

4 法定福利費を内訳明示した見積書について(下請企業として)

Q4-1 法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう、一部の建設業団体において取組の宣言を行っておりますが、選択肢から貴社がご存知の取組について教えて下さい (〇はいくつでも)。

1. 日本建設業連合会の「労務費見積り尊重宣言」
2. 全国建設業協会の「単価引上げ分アップ宣言」
3. いずれも知らない
4. その他 ()

Q4-2 注文者から、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するように指示は受けていますか(〇はひとつ)。

1. ほとんどの工事で指示を受けている(8割以上)
2. おおむね指示を受けている(5~8割程度)
3. あまり指示を受けていない(3~5割程度)
4. ほとんど指示を受けていない(1~3割程度)
5. まったく指示を受けていない(1割未満)

Q4-3 注文者から、法定福利費の算出根拠となる労務費総額を内訳明示した見積書を提出するように指示は受けていますか (〇はひとつ)。

1. ほとんどの工事で指示を受けている(8割以上)
2. おおむね指示を受けている(5~8割程度)
3. あまり指示を受けていない(3~5割程度)
4. ほとんど指示を受けていない(1~3割程度)
5. まったく指示を受けていない(1割未満)

Q4-4 注文者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書を提出していますか (〇はひとつ)。

1. ほとんどの工事で提出している(8割以上) → 〈Q4-6〉 ✓
2. おおむね提出している(5~8割程度) → 〈Q4-6〉 ✓
3. あまり提出していない(3~5割程度) → 〈Q4-5〉 ✓
4. ほとんど提出していない(1~3割程度) → 〈Q4-5〉 ✓
5. まったく提出していない(1割未満) → 〈Q4-5〉 ✓
6. 取組自体がよくわからない
7. その他(具体的に:)

《次のQ4-5は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q4-5 現在のところ、法定福利費を内訳明示した見積書を提出していない理由は何ですか (〇はいくつでも)。

1. 受注競争上不利になるため
2. 注文者との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 注文者から提出するよう指示がなかったため
4. 注文者が総額しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 注文者から提出しないように指示されたため
10. 公共工事ではないため
11. その他(具体的に:)

Q4-5-1 ✓

《次のQ4-6は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

Q4-6 注文者に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか (〇はいくつでも)。

1. 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった → 〈Q4-7〉 ✓
2. 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった → 〈Q4-7〉 ✓
3. 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった → 〈Q4-7〉 ✓ → 〈Q4-8〉 ✓
4. 法定福利費の一部を含めて減額される契約となった → 〈Q4-7〉 ✓ → 〈Q4-8〉 ✓
5. 法定福利費の請求は認められなかった → 〈Q4-8〉 ✓
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された → 〈Q4-8〉 ✓
7. その他(具体的に:) → 〈Q4-9〉 ✓

《次のQ4-7は、法定福利費が「支払われる契約となった」(減額含む)方のみご回答下さい》

- Q4-7 注文者からの法定福利費の支払いはどのように行われましたか (〇はいくつでも)。
1. 見積書に内訳明示した法定福利費の額を考慮して法定福利費が支払われた
 2. 注文者が決めた工事費に対する割合などに基づいて法定福利費が支払われた
 3. 企業として抱えている労働者の社会保険への加入率を考慮して法定福利費が支払われた
 4. 実際に工事現場に入場した労働者の人数等を考慮して法定福利費が支払われた
 5. 請負金額の総額を調整する形で法定福利費が支払われた
 6. 法定福利費がどのように支払われたのかわからない
 7. その他 (具体的に:)

Q4-9
^

《次のQ4-8は、「法定福利費が支払われない契約となった」「法定福利費を減額された」方のみご回答下さい》

- Q4-8 「法定福利費を内訳明示した見積書を受け取ってもらえなかった」「法定福利費を減額された」理由は何だと思いますか (〇はいくつでも)。
1. 自社が社会保険に加入していない
 2. 作業員 (従業員) の中に社会保険未加入者がいたため
 3. 注文者 (元請企業又は上位の下請企業) が法定福利費を受け取っていない
 4. 過去の見積額と比べて高額であった
 5. 当該工事における注文者の目標利益を維持するため
 6. 他社と比較して高額であった
 7. 見積書の各費目 (法定福利費を含む) の算定根拠が不明確であったため
 8. 内訳明示した見積書の提出が法律、契約上の義務ではない
 9. 指定様式ではなかった
 10. 常に契約額に法定福利費を含んでおり、内訳明示する必要はないと思っている
 11. 注文者 (元請企業又は上位の下請企業) の会社としての方針である
 12. わからない
 13. その他 (具体的に:)

Q4-9
^

《次のQ4-9は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

- Q4-9 注文者に対して提出する見積書について、どのような様式を使用していますか (〇はいくつでも)。
1. 専門工事業団体が作成した標準見積書の様式
 2. 自社が作成した見積書の様式
 3. 注文者が指定した見積書の様式
 4. その他 (具体的に:)

《次のQ4-10は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している割合が5割以上の方のみご回答下さい》

- Q4-10 見積書に内訳明示した法定福利費額は、どのように算出しましたか (〇はひとつ)。
1. 想定人工の積上げにより算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した → 〈Q4-11〉 ^
 2. 労務費比率 (※) を用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した → 〈Q5-1〉 ^
※過去の同種工事の実績等から、標準的な労務費比率を設定
 3. 労務費を算出せず、過去の同種工事の実績等から法定福利費を算出した (※) → 〈Q5-1〉 ^
※工事費や工事数量あたりの平均的な法定福利費の割合を設定し、これを活用
 4. その他 (具体的に:) → 〈Q5-1〉 ^

《次のQ4-11は、法定福利費を想定人工の積上げにより算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した方のみご回答下さい》

- Q4-11 想定人工の積上げにより算出した労務費について、建設技能者の地位や技能を踏まえた積算ですか (〇はひとつ)。
1. 建設キャリアアップシステムのレベル別の内訳を明示した積算
 2. 職長と一般作業員ごとの内訳を明示した積算
 3. 建設技能者の地位や技能を踏まえていない積算
 4. その他 (具体的に:)

5 請負代金内訳書等における法定福利費の明示について

Q5-1 注文者に対して契約締結後に提出する請負代金内訳書等に、法定福利費を明示していますか（〇はひとつ）。

※平成 29 年 7 月、契約段階においても法定福利費が確保されるよう、公共工事・民間工事・下請契約の標準約款を改正し、受注者が注文者に提出する請負代金内訳書等へ法定福利費を明示する取組を開始しました。
また、平成 29 年 12 月、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款も改正され、標準約款と同様、請負代金内訳書に法定福利費を明示することとする規定が追加されました。

1. ほとんどの工事で明示している（8割以上） → 〈Q6-1〉へ
2. おおむね明示している（5～8割程度） → 〈Q6-1〉へ
3. あまり明示していない（3～5割程度） → 〈Q5-2〉へ
4. ほとんど明示していない（1～3割程度） → 〈Q5-2〉へ
5. まったく明示していない（1割未満） → 〈Q5-2〉へ
6. 取組自体がよくわからない → 〈Q6-1〉へ
7. その他（具体的に： ） → 〈Q6-1〉へ

《次のQ5-2は、請負代金内訳書等に法定福利費を明示している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q5-2 法定福利費を明示した請負代金内訳書等を提出する取組を実施していない理由は何ですか（〇はいくつでも）。

1. 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない → 〈Q5-3〉へ
2. 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用しているが、注文者が必要と認める場合に提出させる規定となっており、提出の指示がなかったため提出していない
3. その他（具体的に： ）

《次のQ5-3は、請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していないと回答した方のみご回答下さい》

Q5-3 請負代金内訳書等に法定福利費を明示する約款や契約書を使用していない理由は何ですか（〇はいくつでも）。

1. 公共工事・民間工事・下請契約の標準約款や民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款が改正されたことを知らない
2. 法定福利費を明示する効果が無い
3. 記載する法定福利費の計算が困難である
4. 現状で法定福利費を受け取れている
5. 注文者が使用していない
6. その他（具体的に： ）

6 民間発注工事における誓約書の提出について

Q6-1 **民間発注工事の発注者に対して**、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する「誓約書」を提出していますか（○はひとつ）。

※平成 30 年 1 月、社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るための取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する取組が開始されました。

- | | | |
|-------------------------|---|---------|
| 1. ほとんどの工事で提出している（8割以上） | → | 〈Q7-1〉へ |
| 2. おおむね提出している（5～8割程度） | → | 〈Q7-1〉へ |
| 3. あまり提出していない（3～5割程度） | → | 〈Q6-2〉へ |
| 4. ほとんど提出していない（1～3割程度） | → | 〈Q6-2〉へ |
| 5. まったく提出していない（1割未満） | → | 〈Q6-2〉へ |
| 6. 取組自体がよくわからない | → | 〈Q7-1〉へ |
| 7. 民間発注工事を受注していない | → | 〈Q7-1〉へ |
| 8. その他（具体的に：_____） | → | 〈Q7-1〉へ |

《次のQ6-2は、誓約書を提出している割合が5割未満の方のみご回答下さい》

Q6-2 現在のところ、誓約書を提出していない理由は何ですか（○はいくつでも）。

1. 誓約書の取組を知らない
2. 任意的な取組で、強制ではないため
3. 全ての下請企業・協力会社が、社会保険に加入しているので提出する意味がないため
4. 工事期間が短い、工事金額が少額の工事等については提出していないため
5. 発注者からの依頼が無かったため
6. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
7. その他（具体的に：_____）

7 建設キャリアアップシステムについて

Q7-1 貴社は建設キャリアアップシステムの**事業者登録**はしていますか（○はひとつ）。

1. 登録をしている（あるいは登録手続の最中）
2. 登録していない

Q7-2 貴社が雇用する建設技能者は、建設キャリアアップシステムの**技能者登録**はしていますか（○はひとつ）。

1. 全員登録をしている（あるいは登録の手続の最中）
2. 全員は登録できていないが半分以上は登録している
3. 登録しているが半分未満である
4. 外国人のみ登録している
5. 登録していない
6. 直接雇用している建設技能者はいない

8 一人親方について

Q8-1 **貴社の下請や協力会社に**、貴社の業務に常時もしくは継続的に従事している一人親方はいますか（○はひとつ）。

1. 一人親方がいる → 〈Q8-2〉へ
2. 一人親方はいない → 〈終了〉

Q8-2 貴社が**直接雇用している建設技能者の社員**と常時もしくは継続的に従事している一人親方では、どちらが多いですか（○はひとつ）。

1. 一人親方の方が多い
2. 直接雇用している建設技能者の社員の方が多い
3. ほぼ同数

- Q8-3 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの内容について、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。
1. 「応援人工」、「常用請負」等、労務提供のみの場合が多い
 2. 工事一式の請負が多い
- Q8-4 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの報酬について、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。
1. 一時間、一日当たりの単価など、働いた時間や日数で決める場合が多い
 2. 報酬は工事の出来高見合い（完成したら支払う）場合が多い
- Q8-5 常時もしくは継続的に従事している一人親方が実際に現場作業を行うときの、日々の仕事量や配分について決定しているのはどなたか、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。
1. 会社が指示を出している場合が多い
 2. 一人親方の裁量に任せている場合が多い
- Q8-6 常時もしくは継続的に従事している一人親方が実際に現場で作業をする際の機械・器具について、どちらか近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。
1. 一人親方が仕事で使う機械・器具は、貴社が提供することの方が多い
 2. 一人親方が仕事で使う機械・器具は一人親方が持ち込むことの方が多い
- Q8-7 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの見積書の作成について、近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。
1. 見積書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-8〉へ
 2. 見積書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-9〉へ

《次のQ8-8は、見積書の作成・提出を求めている場合が多いと回答した方のみご回答下さい》

- Q8-8 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するとき、見積書の作成を求めない理由を選択して下さい（○はいくつでも）。
1. 口頭で契約を交わしているため
 2. 書類の作成が煩雑なため
 3. 見積書を交わすことを知らなかったため
 4. その他（具体的に： _____）
- Q8-9 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの契約書の作成について、近いほうを選んで下さい（○はひとつ）。
1. 契約書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-10〉へ
 2. 契約書の作成・提出を求めている場合が多い → 〈Q8-11〉へ

《次のQ8-10は、契約書の作成・提出を求めている場合が多いと回答した方のみご回答下さい》

- Q8-10 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するとき、契約書の作成を求めない理由を選択して下さい（○はいくつでも）。
1. 口頭で契約を交わしているため
 2. 書類の作成が煩雑なため
 3. 契約書を交わすことを知らなかったため
 4. その他（具体的に： _____）
- Q8-11 施工体制台帳の作成を要する工事において、一人親方に再下請負をする場合の書類の提出状況について選んで下さい（○はひとつ）。
1. 常に元請企業に一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書を提出している
 2. 元請に求められた場合のみに、再下請負通知書及び請負契約書を提出している
 3. 自社の作業員として作業員名簿に記載して提出している
 4. 提出したことがない
 5. その他（具体的に： _____）
- Q8-12 貴社が一人親方に工事を発注する理由について教えてください（○はいくつでも）。
1. 一人親方に発注する工事（範囲）については、自社で技能者を雇用していないため
 2. 工事量に対して、自社の技能者だけでは工期内に完成することが難しいため
 3. 建設技能者を直接雇用するよりも、一人親方に発注した方が安価であるため
 4. 一人親方に発注すれば、社会保険加入の負担が少なくなるため
 5. 昔からの商習慣のため
 6. その他（具体的に： _____）



Q8-13 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの、「働き方自己診断チェックリスト」の活用状況について、当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。

1. ほとんどの工事で活用している（8割以上） → 〈終了〉
2. 一部の工事で活用している（8割未満） → 〈Q8-14〉へ
3. 活用していないが「働き方自己診断チェックリスト」を知っている → 〈Q8-14〉へ
4. 「働き方自己診断チェックリスト」を知らない → 〈終了〉

Q8-14 「働き方自己診断チェックリスト」を活用しない理由について教えてください（○はいくつでも）。

1. 一人親方本人がチェックをしているから
2. 他の下請または元請がチェックをしているから
3. チェックしても雇用契約に移行するつもりがないから
4. 事務が煩雑になるから
5. その他（具体的に： _____)

設問は以上です。ご回答ありがとうございました。

F A X : 03-5259-6381 までご返送下さい